

一般社団法人ディバースライン

役員等の報酬及び報酬等の支給の基準

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人ディバースライン(以下「当法人」という。)定款第25条の規定に基づき、当法人の役員等の報酬及び報酬等の支給の基準について定めることを目的とする。

(報酬等の区分)

第2条 役員等の報酬は、常勤役員(常勤である理事をいう。以下同じ。)にあつては月額報酬とし、非常勤役員等(常勤理事以外の理事をいう。以下同じ。)については、日当とする。

(報酬等の支給及び報酬等の額の決定)

第3条 当法人は、役員等の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 役員等の報酬は(別表)「役員等の報酬表」に基づき支給する。

3 新たに常勤役員に就任した者には、日割計算により、その日から月額報酬を支給する。

4 常勤役員が退職し、又は解任された場合には、日割計算により、その日までの月額報酬を支給する。

5 常勤役員が死亡により退職した場合には、その月までの報酬を支給する。

6 月額報酬の額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り上げる。

(報酬等の増額)

第4条 前条第2項に定める常勤役員のみ月額報酬は、年度毎に当団体の業績を踏まえ決定する。

(報酬等の支給)

第5条 報酬の支給日、支給方法並びに報酬より控除する額等支給に関する詳細は、就業規則に定める方法に準ずるものとする。

(変更)

第6条 この規程は、定款第17条の規定により、社員総会の決議によって変更することができる。

附 則

1. この規程は、令和4年11月1日より施行する。

別表「役員等の報酬表」

役員等の区分	金額
常勤役員	月額 170,000
非常勤役員等	日当 10,000